

安全保障理事会決議1422の検討

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2013-11-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森川, 泰宏 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16150

安全保障理事会決議1422の検討

Security Council Resolution 1422 and International Criminal Court

博士前期課程 公法学専攻 2001年度入学

森 川 泰 宏

MORIKAWA Yasuhiro

【論文要旨】

国際刑事裁判所（ICC）と国連安全保障理事会（安保理）の関係の問題は、ICCへの政治的機関の介入が「司法機関の独立」の妨げになるとして、ICC規程が採択されたローマ会議においても重要な争点の1つとなった。成立した規程では、第16条にICCと安保理の関係が規定されたが、ICCの管轄権行使の枠組みを解明するうえで、この規定の趣旨の理解は欠かすことができない。2002年7月12日に、安保理は、同年7月1日のICC規程発効をうけて、ICCに規程非締約国出身の平和維持要員に対する捜査及び訴追の停止を要請する決議1422を採択した。この決議は、規程の起草段階からあった問題に具体性を帯びさせた。また、決議の採択過程は、「アメリカ対ICC推進派諸国」という対立軸を色濃く反映しており、今後のICCのあり方についても多大な示唆を与えるものである。以上の問題意識に基づいて、本稿は、決議の採択過程を概観した後、決議の効果、意義等についてICC規程と国連憲章の両面から検討をおこなうことで、ICCの管轄権行使をめぐる議論に一石を投げようと試みるものである。

【キーワード】 安全保障理事会決議1422, 国際刑事裁判所規程第16条, 国連平和維持活動, アメリカ, 国際刑事裁判所推進派諸国

- I はじめに
- II 決議採択の経緯
- III 決議1422とICC規程の整合性
- IV 決議1422をめぐる安保理の権限
- V 結びにかえて

I はじめに

2002年7月12日に、国連安全保障理事会（以下、安保理）は、国際刑事裁判所（International Criminal Court; ICC）規程の非締約国出身の平和維持要員（Peace keepers）に対して、ICCに捜査及び訴追を停止することを要請する、決議1422¹を採択した。ICCと安保理の関係については、ICCへの政治的機関の介入が「司法機関の独立」、ひいては法の支配の妨げになるとして、ICC規程が採択されたローマ会議においても重要な争点の1つとなったものである。両者の関係については、結局のところ、成立した規程にICCと安保理の関係が規定されたことから、ICCの管轄権行使を理解するうえで欠かすことができない問題点であった。同年7月1日のICC規程の発効と同時にこの問題が具体性を帯びることとなったのである。安保理により採択された決議1422は以下のとおりである²。

安全保障理事会は、

1998年7月17日にローマで採択された国際刑事裁判所（ICC）規程（ローマ規程）が2002年7月1日に発効したことに留意し、

国際の平和と安全に関する国際連合活動の重要性を強調し、

あらゆる国がローマ規程の締約国ではないことに留意し、

ローマ規程の締約国が、規程、特に補完性の原則に従って、裁判所の管轄権を受諾することを選択したことに留意し、

ローマ規程の非締約国が、国際犯罪に関して自国の管轄内で自らの責任を引き続き果たすであろうことに留意し、

国際連合安全保障理事会によって創設され、または許可された活動が、国際の平和と安全の維持または回復のために展開されていることを確認し、

さらに、国際連合安全保障理事会によって創設され、または許可された活動に貢献する加盟国の能力を増進することが、国際の平和と安全のための利益であることを確認し、

国際連合憲章第7章に基づいて行動して、

1 ローマ規程第16条の規定に従って、国際連合が創設または許可した活動に関連する作為または不作為について、ローマ規程の非締約国たる派遣国から現に派遣されもしくは過去に派遣された公務員または要員にかかわる事件が発生した場合には、安全保障理事会が別段の決定を行わない限り、国際刑事裁判所に2002年7月1日から12ヶ月の間いかなる事件の捜査または訴追も開始しまたは進行しないことを要請する。

2 第1項の要請は、必要な限り、同様の条件で毎年7月1日にさらに12ヶ月の期間更新する

¹ S/RES/1422 (2002).

² 大沼保昭・藤田久一編集代表『国際条約集』有斐閣（2003）、775頁。

意向のあることを表明する。

3 加盟国は、第1項及び加盟国の国際義務に矛盾するいかなる行動もとってはならないことを決定する。

4 この問題に引き続き取り組むことを決定する。

決議の文面からもわかるように、決議1422は国連憲章第7章に基づいており、12ヶ月の間、国際連合が創設または許可した活動に関係して発生した犯罪について、ICC 規程の非締約国民の訴追を免除することをICCに「要請 (request)」している。また、決議の文言中にあるICC 規程第16条（以下、規程16条）は、以下のように規定している。

安全保障理事会が、国際連合憲章第7章に基づき採択した決議において、裁判所に対して捜査または訴追を開始または進行してはならない旨要請した場合には、12ヶ月の間この規程に基づくいかなる捜査または訴追も開始または進行させてはならない。当該要請は同一の条件に従って安全保障理事会が更新することができる。

決議1422のICC に対する拘束力の有無は、要請される主体であるICC がこの規程16条をどのように解釈するのかに依存すると考えられる。決議が有効である間、ICC に関連する事態が付託された場合、ICC は、規程16条との関係において、決議1422の自らに対する拘束力に関して判断を下さなくてはならない。他方、決議第3項は、国連加盟国を拘束する決定の文脈になっており、その効果は、ICC 規程ではなく国連憲章に従うものとなる。被疑者引渡しの観点からICC の管轄権行使に事実上の影響を及ぼすこの規定に関しては、国連憲章との整合性の観点から検討する必要がある。本稿は、決議採択の経緯を検討した後、これらの点を法的に分析することを目的とする。

II 決議採択の経緯

ICC 規程に対して反対を表明しつづけてきたアメリカは、2002年4月11日³に規程の定める60カ国目の批准書が寄託されたことにより、7月1日にICC 規程が発効することが確実になったことを受けて、その活動が自国民に及ばないようにする努力を強めることになった。5月6日には、ブッシュ大統領が、ICC 規程を批准しない旨を宣言することによって、クリントン前大統領がおこなったICC 規程への署名を事実上撤回した⁴。

³ 以下、本章の日付の年は、2002年のことを指す。

⁴ Curtis A. Bradley, U. S. Announces Intent Not to Ratify International Criminal Court, *ASIL Insight* (2002), available at <http://www.asil.org/insights.htm>. また、クリントン政権によるICC 規程署名について、Edited by Sean D. Murphy, U. S. Signing of the Statute of the International Criminal Court, *American Journal of International Law*, Vol. 95, No. 2 (2001), pp. 397-400.

安保理アメリカ代表団の活動は、ミッションごとのケース・バイ・ケースを基礎として、平和維持活動（peace-keeping operations; PKO）に関連した行動をとるアメリカ国民のための免除を手に入れることを目指す第1段階と、規程16条を参照してICCに捜査及び訴追の停止要請をおこなう安保理決議を採択することを目指す第2段階に便宜的に分類することができる。この分類は、時間的には、6月30日に実行された、ボスニア・ヘルツゴヴィナのPKO（United Nations mission in Bosnia and Herzegovina; UNMIBH）の期間を延長する安保理決議に対する、アメリカの拒否権行使の以前以後に対応している。以下、この区分を軸として決議採択の経緯について概観する。

(1) ケース・バイ・ケースを基礎とした免除の試み

ケース・バイ・ケースを基礎として、アメリカ国民の平和維持要員をICCの訴追から免除しようというアメリカ代表団の試みは、現に活動しているUNMIBHの期間を延長する安保理決議に、修正条項導入を目指すことから始まった。この効果を目指す規定の形式は以下のとおりである。

…このような活動に関係した活動のために貢献している国家の個人は、貢献国の他には、すべての加盟国の領域において、活動中に発生したすべての行動に関して逮捕、拘禁及び訴追の免除を享受することになる。この免除は、当該行動の活動への参加終了後も継続される⁵。

この条項の導入は、理事会での支援を獲得することができなかった。そのため、アメリカ代表団は、6月19日にUNMIBHを条件付きで延長する決議案を提出した。この決議案は、国籍国の権利放棄、もしくは安保理の決定が無い限り、平和維持要員の一般的免除を認める内容であった。決議案は特に以下のように規定している。

安全保障理事会は…

2. このような活動に関係した活動のために貢献している国家の個人は、貢献国の他には、すべての加盟国の領域において、活動中に発生したすべての行動に関して逮捕、拘禁及び訴追の免除を享受することになり、この免除は、すべての行動の活動における関与の終了後も継続されることを決定する。
3. 派遣国は、この判断において司法上の利益（interests of justice）が取り扱われる範囲のために、いつでも、このような免除を放棄できることを決定する。
4. さらに、派遣国により権利が放棄されない場合、安全保障理事会は司法上の利益における免除放棄のための排他的な権限を有することを決定する⁶。

⁵ 決議案は、The World Federalist Association (WFA) のウェブサイト；<http://www.wfa.org/issues/wicc/UNSCdraftres.html> 参照。

⁶ *Ibid.*

一見したところ、アメリカにより提出された決議案は、ICCの管轄権行使に影響を与えるようには思われない。しかし、この決議案は、国連加盟国がICCに容疑者の逮捕及び引渡しをおこなうことを妨げることを目的とする。そのため、平和維持要員の国籍国または安保理による権利放棄の同意が無い状態においては、ICCの管轄権行使能力を奪う間接的な効果を持つものである⁷。

上記の提案は、規程締約国の条約義務を根本的に改めることが意図されており、規程を批准している国々から反発を受けた。しかしながら、アメリカはPKOのmandateを更新する前提条件として、ICCによる訴追から平和維持要員を免除することを譲ることなく、UNMIBHのmandate延長に関するあらゆる決議に拒否権を行使することを表明した⁸。

実際に、アメリカによるこの表明は、6月30日にUNMIBHのmandateを延長する安保理決議の採択に際して実行された⁹。ここにいたって、アメリカの目指した、アメリカ国民の平和維持要員を保護する問題は、現在及び未来に渉るPKO活動全般の問題へと拡大することになる。近年、PKOミッションは、活動年限を指定して、その期間の終了時にその継続もしくは非継続を決定する体制となっており、アメリカがそのmandate更新を拒絶し、拒否権を行使し続けることは、PKOの破綻を意味することになる。議論の収拾がつかなくなった安保理は、フランス、イギリス、アイルランド、ノルウェーの共同提案により、UNMIBHのmandateを3日間延長する決議1420¹⁰を採択した。これにより、UNMIBHに関しての投票は、7月3日に繰り越されることとなる¹¹。

(2) ICC規程第16条を基礎とした決議1422の採択

UNMIBH延長の決議を再審議するために招集された7月3日の安保理会合において、アメリカは新たな決議案を提出した。この案によって、決議の文面に規程16条の規定を明示する試みが初めてなされることになる。決議案の規定は以下のように明記している。

…国際連合憲章第7章に基づいて行動して（安全保障理事会は）

1. ローマ規程第16条に従って、12ヶ月の間、国際刑事裁判所は、国際連合によって設立され許可された活動の作為または不作為のために貢献国の公務員もしくは要員の、過去もしくは現在を含むあらゆる捜査及び訴追を開始し進行してはならないことを要請し、また、12ヶ月の間に発生した作為または不作為のために、このような国家は、12ヶ月を超えた後も、捜査及び訴追のための排他的管轄権を保持することを決定する。

⁷ Zsuzanna Deen-Racsmany, *The ICC, Peacekeeping and Resolution 1422: Will the court defer to the council?*, *Netherlands International Law Review*, XLIX (2002), p. 355.

⁸ *Ibid.*

⁹ 詳細については、UN. Press Release, SC/7437 30/06/2002. を参照のこと。

¹⁰ S/RES/1420 (2002).

¹¹ UN. Press Release, SC/7438 30/06/2002.

2. この決議によって、ローマ規程第16条に従って、新たな年の7月1日ごとに、捜査及び訴追を開始または進行してはならないという要請と、第1項の4行目にある適切な貢献国による排他的管轄権を保持することに関する決定は、新たな12ヶ月の後に発生した作為または不作為も含んで更新され延長すること、また、事務総長が安全保障理事会の国際刑事裁判所に対する年毎の要請を傳達することを指導することを決定する¹²。

その後、同日中に、アメリカは新たな要求を加えて安保理に草案を提出した。加えられた条項は「…加盟国は、第1項及び2項に規定された要請に反する、逮捕、引渡し等の行動をとってはならないことを決定する¹³」というものであった。この7月3日案は、理事会の大半の諸国により、規程16条の目的と範囲を超えるものだと理解され、支持を得ることができなかった。このことから、安保理は、再度技術的な決議1421¹⁴を採択し、7月15日までの間 UNMIBH の mandate 延長を決定した¹⁵。

決議1422の採択をめぐる最終段階は、カナダにより安保理議長に要求された公開協議によって現れてくる。7月10日に開催されたこの協議では、アメリカが新たな決議案を提出した。この案では、7月3日案において批判を受けた自動的更新は削除され、新たに「(安全保障理事会は)必要と認める間、さらに12ヶ月の間、7月1日ごとにこの要請が更新する意向を表明する。また、安全保障理事会の国際刑事裁判所に対する年毎の要請は事務総長により伝達することを指示する¹⁶」という規定が挿入された。

公開協議においては、参加国の多数¹⁷により、決議案の批判がおこなわれた。その内容をまとめると、①決議案がICC規程の規定と一致しないこと¹⁸、②具体的な平和に対する脅威が存在しない状態でこのような決議を採択する権限は安保理には与えられていないということ¹⁹、そして、③安保理は多数国間条約を修正することはできないということ²⁰であった。

¹² 7月3日案については、*supra* note 5. 参照。

¹³ *Ibid.*

¹⁴ S/RES/1421 (2002).

¹⁵ UN. Press Release, SC/7441 03/07/2002.

¹⁶ *supra* note 5. 特に、<http://www.wfa.org/issues/wicc/amend071202.html> 参照。

¹⁷ 公開協議では計39カ国の代表が発言したが、アメリカに多少なりとも同情を示した国家はインド代表のみであった。もっともこの発言はPKOに対する安保理の責任を糾弾する文脈でなされている。なお、インドはICC規程に署名していない。インド代表の発言については、UN. Press Release, SC/7445 Rev. 1 10/07/2002, p. 7.

¹⁸ UN. doc. S/PV. 4568 (2002). によると、この発言は、カナダ (p. 4.)、ニュージーランド (p. 5.)、コスタリカ (p. 14.)、ブラジル (p. 22.)、スイス (p. 23.)、モーリシャス (p. 25.)、メキシコ (p. 26.) 等の代表によりおこなわれている。

¹⁹ *Ibid.*, この発言は、カナダ (p. 3.)、ヨルダン (p. 16.)、リヒテンシュタイン (p. 20.) 等の代表によりおこなわれた。

このような過程を経て、7月10日案からほとんど主文を変えずに、7月12日に決議1422が採択された。決議1422の採択は、7月12日の午後6時11分から6時14分までとほとんど時間を要していない²¹。7月10日の公開協議から決議採択までの間に安保理の理事国間でどのような交渉がおこなわれたのかは、公式文書が存在しないために判断が難しいが²²、1つの可能性として、アメリカの拒否権により、PKOの中でも重大な活動に位置づけられる UNMIBH が終了させられてしまうことに対して、ICC 推進派諸国側に妥協する傾向が出てきたことが挙げられる。一方、アメリカが当初の決議案から、多少なりとも妥協の姿勢を示した要因として、7月3日にアナン事務総長からパウエル米国防長官に出された書簡²³の効果、並びに、決議採択時に国連ニューヨーク本部で開催されていた ICC 準備委員会の会合によるプレッシャーが指摘されている²⁴。これらの情勢により、決議1422は全会一致の採択に到達したのである。

(3) 小括

決議1422は、当初の案との比較から明白なように、1年間の免除要請という形で、時間的な範囲が限定されており、その後は自動的に更新されることはない。このことは、決議1422が、永久的な訴追免除を設定するものではなく、ICC に対して、12ヶ月の期間、規程非締約国の国民である平和維持要員を訴追しないように要請するだけのものであると理解することができる。問題は、決議の要請が規程16条と一致するものであるのかどうかにある。

他方において、決議は、国連加盟国が決議第1項と矛盾しない行動をとる義務を規定している。この規定が国内の訴追のほか、ICC に対する被疑者引渡しに関わる義務も意味するのかどうかは、検討の余地があろう。さらに決議1422は、結果として、過去の安保理決議のなかでも前例のないものとして現れることになった。これが、合憲であるならば²⁵、安保理の裁量の範囲を最大限に拡張したものといってよい。この点に関しては、国連憲章との整合性の観点から安保理決議に関する問題として検討されなければならない。

²⁰ *Ibid.*, この発言は、カナダ (p. 3.), ニュージーランド (pp. 5-6.), フランス (p. 11.), コスタリカ (p. 15.), イラン (p. 15.), ヨルダン (p. 16.), アイルランド (p. 18.), リヒテンシュタイン (p. 20.) ブラジル (p. 22.), スイス (p. 23.), ベネズエラ (p. 30.) 等の代表によっておこなわれた。

²¹ UN. Press Release, SC/7450. 1 12/07/2002, p. 2.

²² 投票の前に、推進派諸国を代表する、カナダ、ブラジル、ニュージーランド、南アフリカの各代表が、安保理議長に対して書簡を提出した。この書簡 (UN. doc. S/2002/754.) では、「条約の意味を変え解釈する権利を不当に手中にする安保理の正当性」の存在に疑問を表明し、「安保理のこの問題の遂行は、国際社会の明白な反対にもかかわらず、訴追免除を阻止するための国際的努力、正義に基づく制度、国際の平和と安全の遂行においてこのシステムを使うことで、集団的な能力に損害を与えている」と述べられている。

²³ UN Secretary-General Kofi Annan's letter to US Secretary of State Colin Powell, available at <http://www.iccnw.org/html/SglettertoSC3July2002.doc>.

²⁴ Zsuzanna Deen-Racsmany, *supra* note 7, p. 361.

²⁵ ここでは、憲章との整合性という意味でこの用語を用いる。

Ⅲ 決議1422とICC 規程の整合性

決議1422の第1項にみられるICCに対する「要請」はどのように解すべきであろうか。拘束力のある決定の形式をとらなかった安保理によるアプローチは、さしあたり、2つの要因によって説明できる。第1に、ICCは、規程第4条の下で独立の法人格を享受し、国連加盟国を名宛人とする安保理決議によって直接には拘束されないことであり、第2に、規程16条の表現を決議に導入しようという理事国の意図である。後者については、公式文書には明確に現れていないものの、決議の採択によりアメリカ自身にもICC規程の非締約国民への効力を認めさせようとした推進派諸国の意図も含むものであると解することができる。

どちらにしろ、決議1422に規定されたICCの法的義務は、決議の拘束力からではなく、規程の法的枠組みから生ずることになる。それゆえに、規程16条の意味するところを検討することが必要となる。本章においては、この点について、規程16条との関係について主眼を置き²⁶、決議1422の検討をおこないたい。

(1) 具体的な事態が発生する以前の捜査及び訴追の停止要請

決議1422と規程16条の間には明確な矛盾があるわけではない。なぜならば、規程16条は、安保理がICCに対して捜査及び訴追の停止を要請する際に、憲章第7章に基づく決議が必要である旨規定しているに過ぎず、要請する際の状態について明文化していないからである。それにもかかわらず、7月10日の公開協議では、多数の国家代表が決議1422はICC規程と両立しないと主張した。特に、規程の起草過程に参加したニュージーランド代表Mackayは、規程16条の目的が、「安保理と裁判所の間一般的な序列を作るのではなく、司法上の利益と平和との間におこりうる衝突に対して解決を与えるため²⁷」であり、「16条が、12ヶ月の間、安保理に捜査及び訴追を停止させることを疑いなく許しているのに対して、この規定内容と交渉過程（そして規程における他の条項の交渉にかかわった者として、私は発言するのだが）は、特定の状況によりケース・バイ・ケースを基礎としてのみ、用いることができる意図を明確にしている²⁸」と述べている。この解釈の相違について、規程16条の文理解釈のみで決議1422と規程16条の整合性が判断できない以上、決議

²⁶ 決議1422とICC規程に関しては、第16条以外にも問題となる規定がある。明白なものとして、第12条2項と第27条が問題となる。第12条2項は、被疑者国籍国もしくは犯罪発生地国のどちらかの事態付託を基礎として、ICCの管轄権が行使されることを規定している。決議1422の第1項の要請は、個人の特定の集団、特に非締約国の平和維持要員に訴追免除を与えることで、ICCの管轄権行使を制限する恐れがある。また、第27条は、ICCの管轄権行使について、公的資格の無関係を規定するが、平和維持要員の訴追免除はこの規定に抵触する。この両者の問題を取り扱った考察として、Carsten Stahn, *The Ambiguities of Security Council Resolution 1422*, *European Journal of International Law*, Vol.14, No.1 (2003), pp. 93-97.

²⁷ See *supra* note 18, p. 5.

²⁸ *Ibid.*

1422にいう規程16条の意味と、本来の目的、対象及び用語の意味を解釈するためには、まず、ウィーン条約法条約の条約解釈の補的手段としての起草過程の検討が必要である²⁹。

規程16条は、国連国際法委員会（International Law Commission; ILC）によって提出されたICC規程草案第23条にその起源を有する。この規定は以下のように明記している。

国際連合憲章第7章の下で侵略、平和の破壊または平和に対する脅威として安全保障理事会により取り扱われる（being dealt with）事態が発生した場合には、安全保障理事会が別段の決定をおこなわない限り、この規程により、訴追を開始してはならない³⁰。

この規程草案は、国際刑事裁判所設立のためのアドホック委員会における報告書のなかで批判されている。批判は、ILCによる規程草案が、「極めて曖昧であり、この条項の注釈として指示するものとして、安保理が特定の事態に関連して行動をとるという状態を、この項の適用に際しての明確な制限として、再公式化するべきである³¹」というものであった。この批判を受けて、準備委員会では、特に、規程草案で用いられた、「取り扱われる」という表現に注意が向けられた。すなわち、この表現では、安保理における会議事項に付け加えるのみで、ICCの管轄権を妨げることができることを示唆するものであるとされたのである。そこで、この規程草案は、シンガポールによって提出された下記の条項に差し替えられた。

安全保障理事会が国際連合憲章第7章に基づいて行動し、その効果が指示（direction）を与えている場合、この規程の下で捜査及び訴追を開始し進行することができない³²。

その後、コスタリカによる提案により、以下のような規定へと変更された。

安全保障理事会が国際連合憲章第7章に基づいて行動し、この効果が安全保障理事会の公式かつ明確な決定（formal and specific decision）をとる場合、この規程の下で捜査及び訴追を開始し進行することができない。この効果は、確実な期間に明確に制限される³³。

²⁹ ウィーン条約法条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする（第31条）と規定する一方、その解釈によっては意味が曖昧または、不明確である場合、解釈の補的手段、特に条約の準備作業及び条約締結の際の事情に依拠することができる（第32条）としている。この条項は、条約解釈の一般的な法理を反映しているものであり、規程16条の解釈に用いても差し支えはないと考えられる。

³⁰ UN. doc. A/49/10 (1994), p. 85.

³¹ UN. doc. A/50/22 (1995), p. 29.

³² Otto Triffterer (ed.), *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court: Observers' Notes, Article by Article* (Nomos Baben-Baben, 1999), p. 377.

³³ *Ibid.*, p. 376.

そして、最終的な段階として、ローマ会議に提出された条項は、括弧付きのイギリス提案による下記のものであった。

[国際連合憲章第7章に基づいて行動する] 安全保障理事会が捜査及び訴追を開始または進行してはならない旨裁判所に要請した場合には、[12ヶ月の期間] この規程の下で捜査及び訴追を開始し進行してはならない。この要請は同様の条件の下で更新することができる³⁴。

以上の起草過程をみる限り、規程16条の目的は極めて明確であるといえる。すなわち、規程16条の目的は、ICCによる訴追の延期が正当化される事態、特に、特定の紛争の解決という事態において、ICCの管轄権行使を遅らせることを安保理に許すものである。しかしながら、規程16条は、特定の事態が発生する以前に、非締約国の平和維持要員のような集団全体に訴追免除を許可することを意味していない。まさしく、規程16条の本質の1つは、平和に対する脅威の認定をとまなうような憲章第7章下の安保理の行動に対して、ICCとして便宜を図ることなのであり、このことから、起草過程は、規程16条を特定の事態発生前の状況において、用いることができないことを示している。どれだけ最良目に見ても、具体的な平和に対する脅威の認定が存在しない状態で、憲章第7章下の決議が採択されることを起草者が想定していなかったとしか解釈できない。

Mackayの述べた規程16条の目的は、起草過程を見る限り妥当なものである。決議1422における規程16条の引用は、具体的な事態が発生する以前の要請であることから、ICC規程と整合しないものであると解することができる。

(2) 決議1422の半永久的な性質

さらなる問題は、決議1422の第2項にある。決議の第2項は第1項の要請が「必要な限り、同様の条件で毎年7月1日にさらに12ヶ月の期間更新する意向のあることを表明する」としている。この規定は、アメリカによる当初の提案からは改善されたとはいえ、ICCの活動を一時的に停止させる規程16条の目的に反するものである。規程16条は、安保理による捜査及び訴追停止の要請を「同一の条件に従って」更新できると規定している。つまり、安保理は決議1422の規定内容を無期限に支持することができる。そもそも、具体的な事態に関しての要請を前提とする規程16条は、その性質上、安保理によって当該事態が解決された時点でICCが管轄権行使をおこなうことができ、したがって、その時点で捜査及び訴追停止の要請が安保理により解除されることが想定されていたといえる。しかしながら、決議1422のような形式で捜査及び訴追の停止要請がおこなわれることは、規程16条の起草過程でもまったく想定されていない。第2項は、「7月1日ごとに…」という表現と「必要な限り…」という表現で決議更新の意向の表明が強調される形式となっている。この形式は規程16条にある程度合致するものである。なぜならば、捜査及び訴追の停止要請が年

³⁴ *Ibid.*

毎の新たな要請に依存しているからである。しかしながら、この「更新の意向の表明」の法的な意味は疑わしいといわざるを得ない。この表明により、年毎の決議更新の際に ICC 規程の目的に反する疑いの強い法的文書を再承認することが、規程締約国である理事国に求められる。

それでもなお、最終的に、この第 2 項が決議に盛り込まれた重要性に関しては強調しておく必要がある。決議 1422 は、まがりなりにも、規程 16 条の形式である年毎の更新で規定されている。このこと自体に重要な意味を見出すことができる。なぜならば、平和に対する脅威の認定をとまなうような憲章第 7 章下の安保理の行動に対して ICC として便宜を図ることに加えて、規程 16 条の本質的な要素のもう 1 つは、捜査及び訴追の停止要請を延長するには、常任理事国により拒否権を行使できる安保理によって、新たな決議を採択することが必要とされることだからである³⁵。年毎の更新である限り、決議の撤回は可能である。免除の期間中、具体的な事態が発生した際に、決議を撤回することは、新たな決議の提出が必要であるため、場合によっては困難であるかもしれない。しかしながら、単に決議の更新を拒否することに関してはできないことではない。決議 1422 は、状況によっては半永久的な性質をもつ可能性が高いことは間違いない。しかし当初の実質上の永久的な訴追免除と比べるならば、選択の自由が残されたこと自体には一定の評価を示すべきであろう。

(3) ICC への決議 1422 の拘束力

決議第 1 項の規程 16 条に従った「要請」は、憲章第 39 条の勧告を越えるものではない。安保理の決定に拘束力を与える憲章第 25 条の規定は、安保理の決定を実行するための義務を創設するものにすぎない。つまり、安保理が「国連憲章第 7 章に基づいて行動」する決議においても、この決定がなされるときのみ、決議は拘束力を有するのである。さらに、憲章第 103 条に規定される国連憲章の優先義務でさえ、国家を拘束する規定であり国際機関である ICC を拘束するものではない。このことから、決議 1422 の拘束力が、安保理の決定による拘束力ではないことは明らかである。決議の拘束力は、規程 16 条の規定に求められるのである。拘束力が ICC 規程の条文に求められる以上、規程の解釈についての最終的な決定権者である ICC 自身に拘束力の判断が委ねられるということができる。すなわち、ICC は、決議 1422 の要請が、特定の事態ではなく、一般的な問題を扱っていることから、規程 16 条に合致せず、このことから、ICC 規程の下でこの要請が拘束力を持つものではないと判断することができる。

最後に、決議が有効である間、ICC に非締約国に関する事態が提訴された場合、ICC のとりうる判断について検討してみたい。この場合、2 つの段階を経る必要がある。すなわち、決議が ICC を拘束するの可否かを考慮する第 1 段階と、決議が憲章第 7 章に基づいて実際に採択されたことから、決議が ICC を拘束するのかどうかを決定する第 2 段階である。

³⁵ Bryan Macpherson, Authority of the Security Council to Exempt Peacekeepers from International Criminal Court Proceedings, *ASIL Insight* (2002), available at <http://www.asil.org/insights.htm>, at p. 3.

ICCは決議1422が拘束力を持たないという決定をすることができる。その際に想定される法的問題点は、ICCが政治的機関である安保理の決議に対して、司法審査をおこなう権限を有するのかどうかということになる。少なくとも、ICCには、安保理が採択したICCへの要請の根拠を再審理する権限は与えられていない。

しかし、ICCがおこなう決定は、国際司法裁判所（International Court of Justice; ICJ）に関して問われているような司法的コントロールの可能性³⁶についての問題とリンクした安保理決議の再審理ではなく、管轄権に関してのICC規程の解釈として、決議の「要請」が規程16条と一致するのかどうかということだけである。そして、この点から見ると、本章で検討されたように決議の「要請」と規程16条は一致しない。これは、ICC規程のみに拘束されるICCは、決議の「要請」を規程16条とは整合しないという理由で却下しなければならないということの意味するものである。司法機関であるICCは、ただ厳密にICC規程に規定された法を適用するべきである。決議1422の形式が拘束力を有するとの決定をICCがおこなうことは、ICC規程の形骸化のみならず、司法機関としてのICCの能力も問われることになるであろう。

IV 決議1422をめぐる安保理の権限

ICCは決議1422の要請に関係なく管轄権行使の決定をおこなうことができる。しかしながら、ICCが実際に管轄権を行使するためにはさらに重大な障害が存在する。すなわち、決議の第3項にいう、「第1項及び国際的義務」に矛盾する行動をとってはならないという国連加盟国に対する「決定」である。ICCによって決議の拘束力が却下されることは、国連憲章に基づいた安保理決議による国連加盟国に対する拘束力に影響を及ぼさないことには注意が喚起される。国連憲章との整合性の観点から、決議1422の考察をおこなわなければならない理由はここにある。そこで、そもそも決議1422を安保理が採択する権限があるのかどうか、あるとするならば加盟国の義務の範囲が検討されなければならない。また、決議1422は、決議の有効部分において規程16条の規定を引用している。これは、決議1422が規程16条の規定に従ったものであることを表明するものといえる。すでに検討されたように、ICC規程の起草過程から見た場合、この規程16条の用い方は規程と整合しないことが明らかとなった。そして、ICCはそのような要請を却下することができる。しかし、第3項にいう「第1項と矛盾するいかなる行動…」の解釈によっては、国連加盟国間において、ICC規程自体が修正されることになるのではないだろうか。ここでは、国連憲章上、安保理に多数国間条約を修正もしくは再解釈する権限があるのかが問われることになる。本章では、以上のようなICCの管轄権行使に直接影響を及ぼす問題を、国連憲章との整合性の観点から検討することとする。

³⁶ この点につき、森川幸一「国際連合の強制措置と法の支配（二）」『国際法外交雑誌』第93巻2号（1994）、67頁以下、参照。

(1) 安保理の能力と権限

安保理は、ICC 規程に拘束されることはない。つまり、安保理が拘束されるのは国連憲章の規定のみであり、決議1422を採択する権限は、ICC 規程ではなく国連憲章第7章の下の権限を基礎として評価されなければならない。

確かに、安保理は憲章第7章下の行動に関する決定について広範な裁量を享受する。しかし、これは法を超えるものではない。安保理の決定に関する権能は、憲章第1条1項と第24条の規定、特に第24条が規定する「安全保障理事会は、国際連合の目的及び原則に従って行動しなければならない」という制限に明確に拘束される。この制限の意味するところは、憲章の侵害を含む安保理の決定は国連加盟国を拘束しないということである。なぜならば、国連加盟国は憲章第25条に規定される「安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾し且つ履行すること」に同意してきたに過ぎないからである。もっとも、このことは、「国連の目的及び原則」に従っているのならば、安保理が憲章に明文化されていない事項であっても決定をおこなえることを意味するものでもある。

たとえば、「ある種の経費事件」におけるICJによる勧告的意見³⁷、もしくはユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia; ICTY）の「ダジッチ事件」判決³⁸などはこの解釈に対して説得的であるといえる。前者の事件においては、ICJの勧告的意見は、憲章により明白に許可された活動ではないにもかかわらず、安保理もしくは総会がPKOを設置する権限があることを承認した。後者の事件においては、さらに、司法機関、すなわちICTYを設立した安保理の権限を承認している。

決議1422と規程16条の間に整合性が無い以上、安保理に多数国間条約を修正もしくは再解釈する権限があるのかどうかは、まさしくこの系譜につながる問題である。手続の改正に関するICC規程の規定は明確であり、ICC規程はその修正を安保理に許可してはいない³⁹。

他方において、国連憲章には多数国間条約の修正もしくは再解釈を安保理に許可する条項は存在していないが、安保理がその修正を試みたように思える事例は過去にも存在している。

たとえば、1991年のイラクによるクウェート侵攻に際して採択された決議670⁴⁰においては、「国際協定によって課された権利義務の存在」にも関わらず、「航空機がイラク及びクウェートから

³⁷ Contain Expenses of the United Nations, Advisory Opinion, *International Court of Justice Reports of Judgment, Advisory Opinion and Orders*, (I. C. J Reports), (1962), pp. 151-208. 本件の解説として、古川照美「国際組織の権限に対するICJの司法的コントロール—国連経費事件—」『国際法判例百選』有斐閣（2001）、198-199頁、参照。

³⁸ International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia, Prosecutor v. Tadić Case, Case No. IT-94-AR72. (2 October, 1996), reprinted in *International Legal Materials*, Vol. 35, No. 1 (1996), pp. 32ff. 本件に関する文献として、樋口一彦「判例研究 旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所ダジッチ事件」『琉大法学』第65号（2001）、173-194頁、参照。

³⁹ ICC 規程第121条。

⁴⁰ S/RES/670 (1990).

荷物を運び出すことを」認めない旨決定した。これは、安保理によって経済制裁に関連してとられた、事前の国際条約における国家の権利義務の停止であるといえよう。また、いわゆるロッカビー事件⁴¹において、採択された決議748⁴²では、aut dedere aut judicare（引き渡すか、訴追するか）の原則を基礎としたモントリオール条約の規定にもかかわらず、リビアに対して、アメリカとイギリスに、パンアメリカン航空103便に対してテロ行為をおこなった個人を引き渡すよう決定されている。

これらの事例は、一見して安保理が国際条約を修正したように見えるが、実際のところ、単に条約によって規定されている国家の権利義務を、特定の事態に際して停止させるだけである。すなわち、安保理がこのような決議を採択することは、過去の実行からみて、「国連の目的及び原則」に従った正当な行為であるといつてよい。しかし、これらの安保理の実行は、特定の事態に基礎付けられていない決議1422とは同一のものであるとはいえない。それに加えて、これらの実行は、多数国間条約の下の国家の権利義務に影響を与えるものであったことには注意すべきである。国連憲章によって規定されている安保理の権限はそれに同意した国家のみに影響する。したがって、国際機関であるICCに関しては、安保理は独立した法人格を有するICCの権利義務に干渉することはできないと解するのが妥当である。安保理は、国連憲章上、ICC規程を修正する権限を有していない。

問題は、安保理が決議1422のような決議を採択する合法性については、ICC規程と決議1422の関係ではなく国連憲章と決議1422の関係から生ずるということである。

(2) 国連憲章と決議1422の関係

この問題を考慮するにあたっての必要な論点は、(a)安保理がICCに対して捜査及び訴追の停止要請をおこなうことができる国連憲章上の根拠、(b)安保理が憲章第7章の決議を採択する条件を規定する憲章第39条の決定の必要性、(c)憲章第7章の決議の前提条件となる「平和に対する脅威」の意味と範囲であると考えられる。以下、これらの点について考察を加えたい。

(a) 捜査及び訴追の停止要請をおこなう国連憲章上の根拠

安保理は「国連の目的及び原則」に従って行動しなければならないという制限に拘束されている。その反面、この制限に従う限り、安保理には国際の平和と安全の維持のための優先的な責任とそれに見合う裁量が与えられている。もっとも、この裁量に国際裁判所に対して司法手続の延期を要求する権限が含まれるのかどうかは明らかではない。それにもかかわらず、捜査及び訴追の停止を要請する権限を安保理に与えることは、安保理の機能を実行するために必要であるとの主張がな

⁴¹ ロッカビー事件については、中谷和弘「パンナム103便およびUTA772便爆破事件と国際社会の対応—国連安全保障理事会決議731をめぐって」『ジュリスト』第998号（1992）、82-86頁、参照。

⁴² S/RES/748（1992）。

されてきた⁴³。平和に対する脅威の認定に従った、ケース・バイ・ケースの捜査及び訴追の停止要請に関しては、国際の平和と安全の維持に関する安保理の権限から正当化できると見てよい。

しかしながら、国際の平和と安全の維持に関する以外に、憲章によって拘束されないICCに対して義務を創設することは国際法を侵害する恐れがある。憲章第2条6項は、国連加盟国でない国家が、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、憲章の原則に従って行動することを確保するように国連に対して指示しているが、このことは、国連の非締約国の同意なしに当事国を拘束できないということを意味する。そして、この規定は、国連憲章に拘束されていない法主体であるという点でICCにも妥当すると考えられる。では、憲章の下の加盟国の義務を優先する憲章第103条についてはどうであろうか。この規定は国連加盟国のみが名宛人である。よってICCはこの規定を考慮する必要がないと考えられる。さらに、憲章第7章下の拘束力のある「決定」を履行するための憲章第25条及び第48条2項についても、その義務はICCではなく国連加盟国に帰着する。

それでは、ICC規程の締約国でかつ国連加盟国である国家は、ICCが憲章の下の義務に従うように行動することを確保する義務を有するのであろうか。安保理の「決定」は国連加盟国に対して拘束力を有することは間違いない。ところが、ICCに対して締約国の側から働きかける締約国会合は、安保理の決定に関してICCによる承諾を確保することができない。締約国会合は、ICCの管轄権行使に関連した決定をおこなうことが、ICC規程の下で許可されていないのである。このことに問題があるとしても、規程の改正は2009年7月以降の再検討会議を待たなければならない。

(b) 憲章第39条の決定の必要性

憲章第39条の決定は、憲章第41条及び第42条に規定される権限を安保理が執行する前提条件である。一般的に、第39条に基づく決定が必要となる状況については、安保理の裁量に任されている。もっとも、憲章第7章下の強制措置を構成しない命令である場合、このような決定の必要性は低いと考えられる。

問題の決議1422は、その協議過程はともあれ、結果的に全会一致で採択されている。このことは、憲章第7章下の決議において、憲章第39条の決定をおこなうための新たな例外が、安保理の裁量によって創設されたとする見解に力を貸す⁴⁴。重要な点は、憲章第39条の決定が憲章第7章下の権限を適用する前提条件であるのに対し、このような決定が決議に明確に規定される必要があるのかどうかということである。安保理の過去の実行からみるならば、憲章第7章下の決議の多数において、安保理は、憲章第39条の決定を述べていないか、もしくは曖昧な言い回しでの表現に留まっている⁴⁵。それにもかかわらず、過去において採択された決議の大半は、拘束力のある憲章

⁴³ Bryan Macpherson, *supra* note 35, p. 4.

⁴⁴ 安保理による1年間の免除要請という点に着目し、憲章第40条の暫定措置として決議1422を解釈し、手続的に妥当であるとする見解もある。Carsten Stahn, *supra* note 26, p. 376.

⁴⁵ 則武輝幸「国連安全保障理事会による、平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為の認定 1945年～1995年(資料)」『帝京法学』第19巻2号(1996), 257-270頁, 参照。

第7章下の決定として国連加盟国により受け入れられてきた。このことは、憲章第39条の決定もしくはそれを指定する正確な用語が憲章第7章下の決議において使用される必要性は、必ずしもないということを示している。この観点からみれば、決議1422は過去の国連の実行と一致し、国連憲章に矛盾しないものとして理解されると考えられる。もっとも、決議1422が与えている加盟国に対する義務はどのようなものを指すのかについては、決議の合憲性とは別に検討されなければならない。

(c) 平和に対する脅威の意味と範囲

決議1422が国連憲章と矛盾しないにしても、憲章第7章下の決議に必要な平和に対する脅威の認定が、どこに見出されるのかは疑問が残る。明確である必要は必ずしもないとはいえ、平和に対する脅威の認定がどのような状況に基礎付けられているのかは、決議の正当性に多大な影響をもたらすと考えられる。

おそらくは、決議1422における平和に対する脅威とは、PKOのmandate更新に対するアメリカの拒否権行使であったと推測される。決議の採択過程が示しているとおり、アメリカが自国兵士の訴追免除を手に入れるために、PKOの延長決議に拒否権を行使するという威嚇的な行動をとったことは明らかである。アメリカによる拒否権行使は、国連の平和維持システムを危険にさらすことによって、間接的とはいえ、平和に対する脅威を構成するものであったと理解することもできる。

安保理は、国連憲章の下、何を平和に対する脅威であるのかを決定する権限を有していることは間違いない。国連憲章の目的と原則に一致しなければならないという制限があるとはいえ、安保理は、自らが一般的な現象を平和に対する脅威であると認定するならば、憲章第39条の決定を採択することもできるし、それにとまう適切な措置をとることもできる。

近年の安保理の行動は、平和に対する脅威という用語を拡張する傾向がある⁴⁶。平和に対する脅威の特徴が明確ではないとはいえ、決議中で用いられた、「平和及び発展に関する（これらの問題の）衝撃⁴⁷」、「このリスクが平和と安定を留めるであろうこと⁴⁸」「平和と安定のための危険⁴⁹」等の表現は、憲章の下で平和に対する脅威を安保理が認定した誠実（bona fide）な対応であると受け入れられてきた。決議1422が批判されるのは、安保理がこの誠実な対応を決議の採択にあたっておこなってきたのかどうかという点であろう。決議1422の採択によって国連平和維持システムが守られたのに対し、この決議は平和維持要員に対するICCの管轄権行使を平和に対する脅威であると安保理が認定したような外観をとまうものである。このことは、不合理な印象を与えるこ

⁴⁶ たとえば、国際的テロリズム（S/RES/1373（2001））、武力紛争下における女性及び子供の保護（S/RES/1325（2000））、不法な武器取引（S/RES/1209（1998））、エイズ問題（S/RES/1308（2000））、大量破壊兵器の取扱い（S/RES/1172（1998））等がある。

⁴⁷ S/RES/1296（2000）。

⁴⁸ S/RES/1325（2000）。

⁴⁹ S/RES/1172（1998）。

とになるが、誠実な対応でないとはいえないと考えられる。決議1422において、安保理が「国連憲章第7章に基づいて」行動したことは、大部分、規程16条からの要請であったのは間違いないと考えられるが、同時に過去の実行をみる限り、決議1422の採択は憲章規定に合致したものであるといえる。

(3) 国連加盟国の義務と決議の適用範囲

決議1422が合憲性を有しているのならば、実際に決議が与える効果について考察されなければならない。

決議1422の第3項は、規程非締約国から派遣された平和維持要員の訴追に関して、ICCとの協力を国家に禁じているのであろうか。第3項は、「第1項及び加盟国の国際義務に矛盾するいかなる行動もってはならない」と決定している。国連加盟国は、憲章第103条の規定により憲章義務を優先しなければならない。この「国際義務 (international obligations)」に関して、第103条にいう憲章義務よりも広範に、ICC規程の下の義務を含むとする見解もある⁵⁰。すなわち、ここにいう「国際義務」とは憲章の下の義務と矛盾しない行動のことでなく、「国際義務」のもっと広い範囲概念であるというのである。

しかしながら、決議の採択過程においては、この見解を支持する要素を直接見出すことはできない。決議1422が憲章に違反せずに採択されているならば、憲章第103条の規定に加盟国は従わなければならない。決議の全会一致はこの見解を支持するものである。したがって、決議1422のICCへの拘束力に関わりなく、第3項の規定は、国家がICCに容疑者を引き渡すことを妨げ、ICCによる実効的な訴追を妨げることを意味するものである。これは、ICCにより、決議1422がICCを拘束するものではない旨判断されたとしても、妥当なままであると考えられる。

むしろ問題は、決議1422の適用範囲にあると考えられる。決議1422の第1項に規定されているとおり、決議は「国際連合が創設または許可した活動」に適用される。この表現は、何を「国際連合が創設または許可した活動」であるのかについて解決を与えていない。決議の第1項の表現では、安保理によって許可されたすべての活動に、この決議の適用範囲が拡大されることを示唆するものである。問題となりうる点として、安保理決議1373に示された、「すべての国家は、…テロリストの行動の実行 (commission) を妨げるために必要な措置をとること⁵¹」とする規定がある。この規定は武力行使のための無限の mandate を与えるものであると批判されてきたが、実際にアメリカがこの規定を「国連に許可された」と主張するであろうことは想像に難くない⁵²。もちろん、決議1422がUNMIBHの mandate 延長に関連して採択された決議であることから、このような解釈はなり立たず、ICCに対する捜査及び訴追の停止要請は、安保理によって明白に許可された活

⁵⁰ Carsten Stahn, *supra* note 26, p. 103.

⁵¹ S/RES/1373 (2001), para. 2(b).

⁵² Carsten Stahn, *supra* note 26, p. 103.

動にのみ適用されるという見解もありうるであろう。推進派諸国は、おそらくこの解釈をとると思われる。

決議の適用範囲が PKO の範疇に留まらず、いわゆる「対テロ戦争」にまで拡大していくならば、決議1422は、実際に「対テロ戦争」を実行するアメリカの武力行使全般に ICC の管轄権行使が及ばないことを意図するものとなるであろう。すくなくとも、国連により設立された活動のみならず、許可された活動も含むとする第1項の表現は、この決議が PKO のみに影響するものではないことを示唆しているのは間違いない。この問題が、推進派諸国とアメリカの間で引き続き論争されるであろうことが予測されるのに対し、実際に問題となる事態が発生した際には、決議1422に関連して安保理による武力行使許可の範囲が再び問われることになるであろう。

V 結びにかえて

決議1422は、12ヶ月の期限終了前に更新されている。決議の更新をめぐる各国の協議を参照することは、現時点における ICC の管轄権行使と安保理についての各国の態度を理解するためにも有用であると考えられるので、以下で審議過程を概観しておきたい。

安保理決議1487⁵³は、2003年6月16日に採択された。決議1487は、決議1422の規定内容をさらに1年間更新するものであり、賛成12⁵⁴、棄権3（フランス、ドイツ、シリア）で採択された⁵⁵。決議採択にあたっての公開協議は、国連に提出された、カナダ、ヨルダン、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、スイスの国連代表からの2003年6月6日付けの書簡⁵⁶で要求されたものである。この要求を受けて、6月12日に決議の更新を考慮するための公開協議が開催されることになり、協議の終期に決議1422は更新された。

決議1422とは異なり、決議1487は全会一致での採択ではなく、3カ国の棄権をともなって採択されている。この3カ国は ICC が平和維持のためのセーフガードであり、安保理に決議更新のための権限はないということを主張した⁵⁷。決議1487の採択時に PKO の mandate 更新という切迫した事態が存在しなかったことから、投票行動に影響が出たと考えられる。決議採択をめぐる基本的対立軸に変化はなく、多くの国家代表により、「政治的訴追を防ぐために ICC 規程にはセーフガードが組み込まれており、全ての平和維持要員は同様の規則や取締りを受けさせるべきである⁵⁸」との立場がとられている。

特に興味深い発言は、決議の投票後にイギリス代表によって述べられたものである。すなわち、イギリス代表 Greenstock は、決議1422が例外的な措置であり、決議が自動的に更新するものでは

⁵³ S/RES/1487 (2003).

⁵⁴ 決議の賛成国は、アンゴラ、ブルガリア、カメルーン、チリ、中国、ギニア、メキシコ、パキスタン、スペイン、イギリス、アメリカ、ロシアである。決議採択前に開催された公開協議の議事録については、UN. doc. S/PV. 4772 (2003).

⁵⁵ UN. Press Release, SC/7789 12/06/2003, p. 1.

⁵⁶ この書簡については、UN. doc. S/2003/620.

なく、年毎の安保理による詳細な調査を免れないものでありかつ永久的なものではないとしながら、「決議1422と1487は ICC 規程と一致しており、ICC を揺るがすものではないし、ICC 規程の完全性を侵害するものでもない⁵⁹」と述べている。この発言は ICC 規程と決議1422及び1487の関係に対して一步踏み込んだものである。ここから読み取れる思想は、ICC 規程と決議の関係に対する評価が、要請内容が具体的な事態に基礎付けられているかどうかではなく年毎の更新かどうかということであるということであろう⁶⁰。また、アメリカによりおこなわれた主張はさらに辛辣なものとなった。アメリカ代表 Cunningham は、決議に含まれる免除が国連憲章と ICC 規程に一致していると述べた後で、ICC は法ではなく、自国民に対する政治的訴追の危険性が高く信頼できないという従来の主張を繰り返した。Cunningham は、「アメリカが ICC に対して根本的な異議を有しており、ICC を致命的な機関であると認識している⁶¹」と述べている。

ICC の管轄権行使に対しての決議の拘束力について、ICC が結論を下すには事態の付託がおこなわれなければならないのに対し、決議1487の採択のための公開協議は、少なくとも年単位の更新ごとに、安保理内で当問題の協議がおこなわれることを示している。一方、決議の文面にいう「必要な限り…」に該当する事態、すなわち、ICC の対象犯罪であるコア・クライムが規程非締約国出身の平和維持要員によって犯されたと疑われる場合には、その都度決議の正当性について協議が開催されるであろう。その際には、推進派諸国の大半は決議の撤回を求めることになるであろうが、それはその事態に関わった平和維持要員の国籍によって大きく左右されることになる。すなわち、「アメリカ国民かそれ以外か」である。このような事態の場合、アメリカの拒否権が大きく立ちふさがる。それでもなお、推進派諸国が決議の支持をおこなっている誘因の大部分は、年毎の更新の際に決議をブロックするという選択肢が与えられていることにあるであろう。

⁵⁷ *supra* note 54, によれば、棄権した各国の主張の概略は以下のとおりである。

○フランス (p. 24.) : 決議1422の採択は自動的更新の委任ではない。また決議1422は、PKO ミッションが更新されない脅威とアメリカによって表明された懸念の2つの要因によって採択された。現時点でこれらの要素は過去のものとなっており、決議1422で想定されている事態が発生する可能性は殆どないことが示されている。今回の決議採択にもかかわらず、ICC が捜査を開始した際には、決議を撤回することが適切である。

○ドイツ (p. 25.) : 正義は分割できず、分割したままにしてはならない。ICC は平和維持の妨げではなくセーフガードである。ドイツは、ICC が衡平かつ正義であり、政治的な動機で誤用されることなく機能することを確信している。

○シリア (p. 26.) : 決議1422を更新することは正当化できない。決議1422が採択された時は、ICC が設立されてまだ間もなかったが、現在では設立されてから11ヶ月たっている。世界中で展開されている平和維持軍が ICC の対象犯罪に当たる罪を犯すことを疑う余地はない。決議1422を更新することは ICC の役割を弱めることになるだろう。

⁵⁸ *See supra* note 55, p. 2.

⁵⁹ *See supra* note 54, p. 23.

⁶⁰ イギリスの主張は、少なくとも EU を代表して発言したギリシャの主張と相容れないものとなる。ギリシャは、「要請がおこなわれる特定の状態の説明をしないまま、この決議の更新を許すものとして解釈することはできず、「EU はこの決議の自動的な更新は、規程16条の文面と精神、そして、その根本的な目的を揺るがすことになる」と固く確信する」と述べている。引用箇所については、*Ibid.*, pp. 8-9.

⁶¹ *See supra* note 54, p. 24.

（本稿校正段階の2004年6月23日に、イラクのアブグレイブ刑務所で発生したアメリカ兵による捕虜虐待事件を受けて、安保理に提出されていた決議1487の更新案が、アメリカ自身によって撤回されたとの情報に接したことを付記しておく。）